

厚生労働大臣の定める揭示事項

令和7年4月1日現在

※当院は保険医療機関として指定されております。

※保険医療機関コード 20, 1023, 6

I 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

II 個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にご旨お申し出ください。

III 当院では、関東信越厚生局長に下記の届け出を行っております。

記

1) 入院時食事療養（I）に係る食事療養について

当院は、「入院時食事療養（I）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

標準負担額は、1食あたり490円です。

●入院時食事療養【I】

2) 基本診療科の施設基準等に係る届出について

●一般病棟入院基本料【急性期一般入院料2】

●急性期看護補助体制加算【25対1 5割以上】 ●診療録管理体制加算【II】 ●療養環境加算

●重症者等療養環境特別加算 ●医療安全対策加算【II】 ●感染対策向上加算【II】

●入退院支援加算I ●データ提出加算2 ●地域包括ケア病棟入院料1

●胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）

●後発医薬品使用体制加算【I】 ●医師事務作業補助体制加算2（25：1）

●超急性期脳卒中加算 ●せん妄ハイリスク患者ケア加算 ●救急医療管理加算

●看護職員処遇改善評価料67

3) 特掲診療科の施設基準等に係る届出について

●糖尿病合併症管理料 ●検体検査管理加算【II】 ●無菌製剤処理料 ●CT撮影及びMRI撮影

●遠隔画像診断（遠画） ●透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

●脳血管疾患等リハビリテーション料【II】 ●運動器リハビリテーション料【I】

●呼吸器リハビリテーション料【I】 ●がん性疼痛緩和指導管理料 ●薬剤管理指導料

●夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規程する救急搬送看護体制加算

- 医療機器安全管理料【Ⅰ】 ●ニコチン依存症管理料 ●糖尿病透析予防指導管理料
- 人工腎臓・慢性維持透析を行った場合【Ⅰ】●導入期加算【Ⅰ】●院内トリアージ実施料
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ●輸血管理料【Ⅱ】 ●輸血適正使用加算
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 別途1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- 病棟薬剤業務実施加算Ⅰ ●外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ ●入院ベースアップ評価料60
- 外来腫瘍化学療法管理料3 ●排尿自立支援加算 ●がん患者リハビリテーション料

Ⅳ 保険外負担に関する事項

当院では、証明書・診断書・その他につきまして、「別掲の料金表」に基づき利用者の希望によりその利用に応じた実費の負担をお願いしています。

Ⅴ 保険外併用療養費（選定療養費）に関する事項

◆特別療養環境の提供

個室等をご利用の方は、診療費の他に下記料金（1日につき）を加算させていただきます。

種 類	料 金	部屋番号	主な設備/備品
個室 A (1 床)	16,500 円	330 号	床頭台（無料テレビ・無料冷蔵庫）・ トイレ・シャワー室・浴室・洗面台・ 応接セット
個室 B (3 床)	11,000 円	351 号・352 号・353 号	床頭台（有料テレビ・有料冷蔵庫）・ トイレ・シャワー室・洗面台・ 応接セット
個室 C (21 床)	6,600 円	206 号・207 号・208 号 210 号・211 号・212 号 215 号・216 号・217 号 218 号・306 号・307 号 308 号・310 号・311 号 312 号・315 号・316 号 317 号・318 号・350 号	床頭台（有料テレビ・有料冷蔵庫） トイレ・洗面台・応接セット

◆特定療養費（入院期間が180日を超える入院に係る特別料金）

厚生労働大臣の定めるところにより、一般病棟に長期間入院されている方の入院料が一部保険給付から外され、特別な料金が徴収できる制度になっています。

・1日 910 円

これにより当病院では、該当する患者様に上記の金額を請求させていただきます。

特別料金を請求させていただく患者様には、事前に説明し同意して頂きます。

ご不明な点については、お気軽に会計窓口までお問い合わせください。